

## 後期高齢者医療制度のお知らせ

### ■ 保険証(被保険者証)を更新します

7月31日まで

うすい紫色



8月1日から

うすい青色

後期高齢者医療制度の保険証(後期高齢者医療被保険者証)は、笠松町に住所を有するすべての75歳以上の方と、65歳から74歳の方で一定の障がいがあり、後期高齢者医療制度に加入された方に交付されます。

現在の保険証の有効期限は平成29年7月31日となっていますので、8月1日からは7月中に郵送する新しい保険証をご使用ください。

古い保険証を処分されるときは、住所や氏名が見えないよう裁断するなど十分注意してください。

被保険者番号 ○○○○○○○○

氏 名 笠松 太郎

一部負担金の割合 ○ 割

有効期限 平成30年7月31日

後期高齢者医療被保険者証 有効期限  
被保険者番号○○○○○○○ 平成30年7月31日  
住 所 羽島郡笠松町司町1番地

氏 名 笠松 太郎 性別 男  
生 年 月 日 昭和○○年○○月○○日  
資格取得年月日 平成○○年○○月○○日  
発 効 期 日 平成○○年○○月○○日  
交 付 年 月 日 平成29年 8月 1日  
一部負担金の割合 ○ 割

保 険 者 番 号 39213038

保 険 者 名 岐阜県後期高齢者医療広域連合

### ■ 平成29年度の保険料額が決定しました

保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となり、平成29年度の保険料は平成28年中の所得を基に個人単位で計算されます。

5月末までに岐阜県の後期高齢者医療の被保険者になられた方には、7月中旬に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」を郵送します。保険料額や納付方法が記載されていますので、ご確認ください。

#### 【保険料の決まり方】

※所得＝総所得金額等－33万円(基礎控除額)

平成29年度の保険料

限度額57万円(年額)  
100円未満切捨て

=

均等割額

被保険者1人当たり  
42,690円

+

所得割額

被保険者の所得※ ×  
所得割率8.55%

### ■ 平成29年度の保険料の軽減措置

保険料の軽減措置は、特例措置が続けられてきましたが、平成29年度から段階的に見直していくこととなっています。今後も安定した医療制度の運営のため、ご理解をお願いします。

#### ① 被用者保険の被扶養者であった方の保険料「均等割額」の軽減

平成29年度分の保険料「均等割額」軽減割合は従来の9割軽減から7割軽減へ変更されました。なお保険料「所得割額」の負担はありません。※被用者保険・協会けんぽ・健康保険組合・船員保険・共済組合の公的医療保険の総称(国民健康保険・国民健康保険組合は含まれません。)

#### ② 保険料「所得割額」の軽減

平成29年度分の保険料「所得割額」を負担する方のうち、基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の方の「所得割額」軽減割合は、一律5割軽減から一律2割軽減に変更されました。